駅前交通広場利活用ガイドライン 令和7年8月 策定 東大阪市土木部道路管理室 道路管理課(道路管理者)

目次

| 1. | ねらい・目 | 的 | | |
|-----|----------------|--------------|-----|---|
| | | | P 1 | |
| 2. | 利活用エリ | ア | | |
| | 永和駅前交 | 通広場 ———— | P 2 | |
| | 俊徳道駅前 | 交通広場 ——— | P 5 | |
| 3. | できること | | | |
| | | | P 9 | |
| 4. | 利活用でき | る人・団体 | D 1 | _ |
| _ | イハンイm→っ | + 4 O T (# + | P 1 | U |
| 5. | 利活用する | ための手続き | P 1 | 1 |
| 6 | 治 攺上田ጏ | - 可に必要な書類 | PI | ı |
| Ο. | 是 四日/70 | | P 1 | 2 |
| 7. | 利活用料金 | | | _ |
| | | | P 1 | 3 |
| 8. | 使用できる | 設備 | | |
| | | | P 1 | 4 |
| 9. | 気持ちよく | 利活用してもらうため | りに | |
| | | | P 1 | 8 |
| 10. | 料金のまと | : め | | |
| | | | P 2 | 1 |
| | 137 157 | | | |
| 11. | 様式集 | | | _ |
| | | | P 2 | 3 |

1. ねらい・目的

ねらい

地域の活性化やにぎわい創出のため、イベントやマルシェ、フリーマーケット等を開催する場として、道路空間である駅前交通広場の活用を積極的に進めていく。

また、駅前交通広場を活用することで、東大阪市及び地域のPRになることや、健全な維持管理機能を確保した効果も期待できる。

目的

ねらいを実現するため、プレイヤー(占用者)*が駅前交通広場を安心・安全かつ円滑に利活用できるよう、道路法第32条第1項に基づき、手続き・ルールを定めた「駅前交通広場利活用ガイドライン」を策定する。

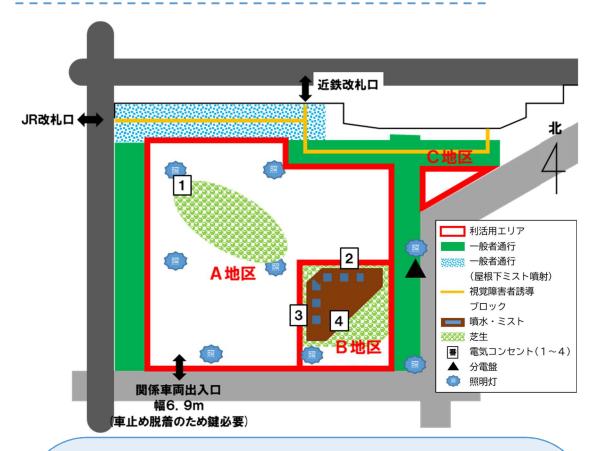
※プレイヤー(占用者)をは、市や水道局などの地方公共団体や、地方公共団体が 支援する市民や民間事業者をいう。



2. 利活用エリア

1/7

永和駅前交通広場



- ♀ 緑色の一般者通行エリアは、3m以上の幅を確保してください。
- ・ 視覚障害者の通行のため、誘導ブロックの両端から60cmを確保してください。
- ・噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ・ 噴水・ミストの付近では濡れる可能性があります。事前に、現地で ご確認ください。
- ・ 噴水・芝生での店舗やキッチンカーなどの固定施設の設置は認めません。
- ・電気コンセントを使用する場合は、14ページを参照してください。 別途手続きが必要です。
- ・車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、 当日の貸出しは行っておりません。必ず、使用日の前日もしくは前 日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。

開庁日 平日の9時~17時30分

永和駅前交通広場

■利活用エリア

A地区(803㎡)



B地区 (171㎡)



C地区(42m) 駐輪場限定使用になります。



■電気コンセント 1照明灯柱の根元



鍵を開けると差込み口

2~4噴水台の足元



切欠きの中に差込み口

差込み口



各2口

永和駅前交通広場

■一般者通行エリア

A地区 西側



JRスロープの壁から3m確保

B地区 東側



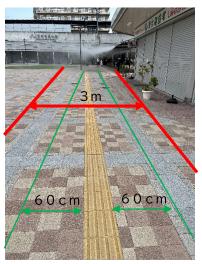
芝のラインから

A地区 北側(屋根下ミスト噴射)



屋根の下は占用禁止

A·C地区 北側



誘導ブロックの両端から 60cm確保

2. 利活用エリア

4/7

俊徳道駅前交通広場



- ・緑色の一般者通行エリアは、3m以上の幅を確保してください。
- ・ 視覚障害者の通行のため、誘導ブロックの両端から60cmを確保してください。
- ・噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ・噴水・ミストの付近では濡れる可能性があります。事前に、現地で ご確認ください。
- ・ 噴水・芝生での店舗やキッチンカーなどの固定施設の設置は認めません。
- ・電気コンセントを使用する場合は、14ページを参照してください。 別途手続きが必要です。
- ・車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、 当日の貸出しは行っておりません。必ず、使用日の前日もしくは前 日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。

開庁日 平日の9時~17時30分

2. 利活用エリア

5/7

俊徳道駅前交通広場

■利活用エリア A地区(57㎡)





B地区 (68㎡)





C地区 (114㎡)





D地区(172㎡)





俊徳道駅前交通広場

■利活用エリア E地区(331㎡)





F地区 (100㎡)





■電源コンセント1屋根の柱(2口)



2屋根の柱(2口)



3分電盤の中(4口)





4コンセントBOX (8口)



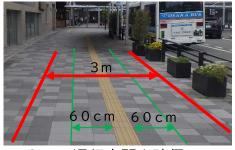
分電盤の側面

俊徳道駅前交通広場

■一般者通行エリア



屋根の下は占用禁止



- ・3mの通行空間を確保
- ・誘導ブロックの両端から60cm確保

■駐輪場出入口(出入口は塞がないこと) 西側



東側



3. できること

イベント

マルシェ、ライブ、発表会、地域の祭りなど

物販

フリーマーケット、朝市、クラフトなど

飲食

キッチンカー、屋台など

その他

展示会、イルミネーション、大道芸、ワークショップなど

• 上記以外でも、駅前交通広場を利活用できるケースがあります。一度、東大阪市道路管理者までご相談ください。

注 意

下記事項に該当する場合、又はおそれがあると判断した場合は、駅前交 通広場の利活用を認められません。また、すでに利活用が許可されてい る場合は、許可を取下げます。なお、プレイヤーが、これにより生じた 損害については、道路管理者は一切責任を負いません。

- ✔ 青少年の健全な育成を阻害し、または阻害するおそれがあると認められる場合
- ✔ 道路利用者及び近隣住民の迷惑となるもの、また危険がおよぶおそれがある場合
- ✔ 人権侵害、差別または名誉棄損となるまたはそのおそれがある場合
- ✔ 単に個人、団体の利益のみを追求して実施する場合
- ✔ 政治、宗教勧誘を目的とした活動である場合
- ✔ 騒音、異臭、その他公序良俗に反する行為である場合
- ✔ 保健所許可など必要な手続きがプレイヤーでできない場合
- ✔ その他、駅前交通広場利用目的の趣旨に該当しないと判断した場合

4. 利活用できる人・団体

以下の人・団体がプレイヤー(占用者)に該当します。

ア. 地方公共団体

東大阪市の各部課、水道局など

イ. 地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体

地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該利活用に係る意見が、

12ページに述べる道路占用許可申請書に付されていること。

例:東大阪市の各部課が発行する副申書 など

ウ. 地方公共団体を含む地域住民・団体などの関係者からなる協議会など

注 意

下記事項に該当するプレイヤー、又はおそれがあると判断したプレイヤーは、駅前交通広場の利活用を認められません。また、すでに許可されている場合は、許可を取消げます。なお、プレイヤーが、これにより生じた損害については、道路管理者は一切責任を負いません。

- ✔ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、またはその恐れがあると認められるもの
- ✔ プレイヤーが暴力団または暴力団員である、または、その者と直接的あるいは積極的に繋がりがあるもの
- ✔ 申請者が、過去の利用実績において、許可条件もしくは施設の利用 上の遵守事項に違反し、または道路管理者の指示に従わなかったも のが申請したもの
- ✔ 市に金銭的支援を求めるもの
- ✔ 活動主体を担えない(事業実施の責任を負えない)もの
- ✔ 申請書の記載事項や実施内容に虚偽があった場合や行政からの指導に従えないもの
- ✔ 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生 手続き開始の申し立てがなされているもの、又は、民事再生法に基 づき更生手続きの申立てがなされているもの
- ✔ 国税及び地方税を滞納しているもの

5. 利活用するための手続き

STEP 1 事前相談(随時)

利活用の目的や実施内容について プレイヤーとして認めらるか 利活用日の空き状況の確認 など

STEP2 道路占用申請(利活用日の2週間前までに申請)

申請の受付けは、利活用日の90日前から可能です。(12ページ参照) 申請時に受付け手数料500円を現金で支払いし、利活用日が確保されま す。(地方公共団体は無料)

利活用日の確保は、受付け手数料支払い順となります。

STEP3 協議書の受取り(道路占用申請から1週間で発行)

申請書類に不備があれば、受取り可能日は長くなります。

STEP4 道路使用許可申請・許可手続き

布施警察署で手続きを行ってください。 住所 東大阪市下小阪四丁目1番48号 電話 06-6727-1234

STEP5 道路占用許可書の受取り(道路占用申請から2週間で発行)

申請書類に不備があれば、受取り可能日は長くなります。 占用料を納付してください。(13ページ参照)

STEP 6 電気設備使用申請

必要があれば手続きを行ってください。(14ページ参照)

- 東大阪市本庁舎14階道路管理課にて、平日の9時から17時30 分で対応します。
- 東大阪市が開催する行事などで、利用できない日があります。
- 駅前交通広場の工事などで調整が必要な場合があります。
- 車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、 当日の貸出しは行っておりません。使用日の直近の開庁日にお越しく ださい。返却日についても、使用期間終了後の直近の開庁日とします。
- ▼ その他、関係法令(食品衛生法、消防法、下水道法、建築基準法など)に基づく手続きについても、必要に応じて済ませること。

6. 道路占用許可に必要な書類

| | 書類名 | 特記事項 | 様式 |
|----|-----------------------------|----------------------------------|----|
| 1 | 道路占用許可申請書 | 申請人の押印は任意 | あり |
| 2 | 駅前交通広場利活用届出書 | 届出人の押印は任意 | あり |
| 3 | 位置図 | 占用場所が明瞭にわかるもの | なし |
| 4 | 説明書 | 利活用の概要がわかる資料 | なし |
| 5 | 計画図 | 占用物、駐輪場、警備員等のレイア ウト(配置)がわかる資料 | なし |
| 6 | 交通規制図 | 布施警察署と協議した図面を添付 | なし |
| 7 | 現況写真 | 占用場所が明瞭にわかるもの | なし |
| 8 | 工程表 | | なし |
| 9 | 緊急時連絡体制表 | | あり |
| 10 | 副申書、後援名義書など (10ページのイに該当) | 地方公共団体が支援する利活用の プレイヤーである場合に必要 | なし |

- ※ 上記の書類を利活用日の2週間前までに2部提出してください。
- ※ 申請は、利活用日の90日前から受付可能です。
- ※ 申請時に手数料として500円徴収します。(地方公共団体は無料)
- ※ 郵送・メールでの申請受付はしておりません。必ず窓口にお越しください。
- ※ 申請に不備があると利活用日までに許可書を発行できない場合がありま す。申請は、日にちに余裕をもって提出してください。
- ※ ⑩の書類発行には、相当の日数を要する場合があります。詳しくは、発行する部課にお問い合わせください。
- ※ 様式がある書類は、23ページ以降を参照してください。
- ※ 申請の受付時間は、平日の9時から17時30分です。東大阪市土木部道路管理室道路管理課東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎14階TEL 06-4309-3219

7. 利活用料金

「東大阪市道路占用料徴収条例」に基づき、駅前交通広場を利活用(占用)するのに占用料を支払う必要があります。

■占用料

永和駅前交通広場

| エリア | 占用料 | 面積 | 単価 |
|-----|----------|-------------------|--------|
| A地区 | 4,020円/日 | 803m ² | |
| B地区 | 860円/日 | 171m [*] | 5円/日·㎡ |
| C地区 | 210円/日 | 42 m ² | |

※C地区は、駐輪場限定使用

俊徳道駅前交通広場

| エリア | 占用料 面積 | | 単価 | | |
|-----|----------|-------------------|--------|--|--|
| A地区 | 290円/日 | 57m² | | | |
| B地区 | 340円/日 | 68m² | | | |
| C地区 | 570円/日 | 114m [*] | 5円/日・㎡ | | |
| D地区 | 860円/日 | 172m [*] | | | |
| E地区 | 1,660円/日 | 3 3 1 m | | | |
| F地区 | 500円/日 | 100m² | | | |

■支払い方法

| 現金払い | 占用許可受取り時に窓口にて支払う。 |
|-------|-----------------------|
| 納付書払い | 占用許可日から30日以内に市が発行する納付 |
| | 書で指定する金融機関に納付する。 |

- ∮ 単価は本ガイドライン作成時のものであり、今後、改定に伴い変更に なることがあります。
- ・時間単位での貸出しは、おこなっておりません。

1/4

電気コンセント

駅前交通広場に道路管理者が備え付けている電気コンセントを使用する場合は、道路占用許可申請手続きとは別に、「東大阪市駅前交通広場等における電気コンセント設備使用要綱」に基づき、電気使用申込手続きが必要です。

■使用料

| 交通広場 | 場所 | コンセント数 | 使用料 |
|------|-----|----------------|---------|
| 永和駅 | 1 | 1500W 1系統 2口 | 500円/日 |
| | 2~4 | 1500W 3系統 6口 | 1500円/日 |
| 俊徳道駅 | 1~3 | 1500W 2系統 4~6口 | 1000円/日 |
| | 4 | 1500W 4系統 8口 | 2000円/日 |

- ※1系統500円/日
- ※保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎での貸出しは不可
 - ♥使用上限アンペア

永和駅 1~4=各15アンペア

俊徳道駅 1~4=合計で60アンペア

■支払方法

現金払い 電気使用申し込み時に窓口にて支払う。

- ■使用までの流れ
 - → 道路占用許可発行後

申込

- ・「駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書」を 2部提出
- ・使用料を納付します。
- → 「駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証」発行

鍵借用

- ・分電盤などの鍵の「鍵借用書」を提出
- → 鍵貸出 (使用日直近の開庁日に貸出し)

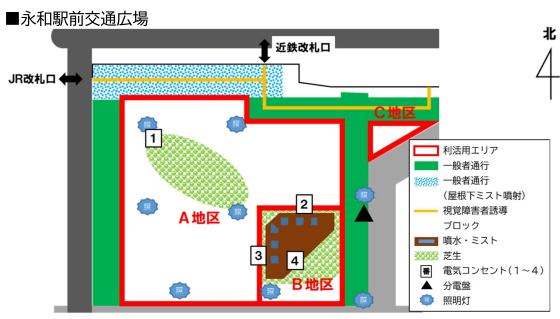
鍵返却

・使用期間終了後の直近の開庁日に返却

8. 使用できる設備

2/4

電気コンセント



1照明灯柱の根元(2口)



2~4噴水台の足元(各2口)



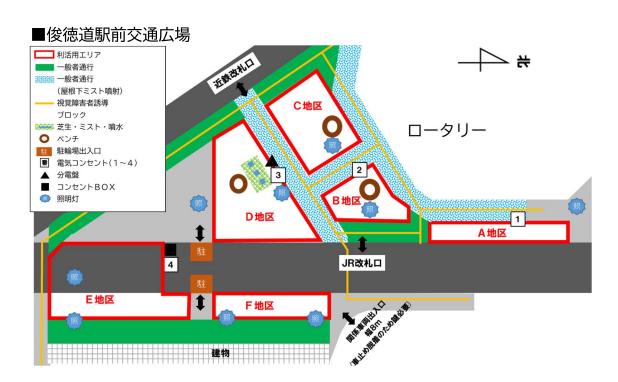
分電盤を鍵で開け、ブレーカをON



※4は時間設定機能を有しています。設定が必要な場合はご相談ください。

8. 使用できる設備

電気コンセント



1屋根の柱(2口)



2屋根の柱(2口)



※1・2使用について

分電盤を鍵で開け、ブレーカをONし、各プラグをコンセントに差込む



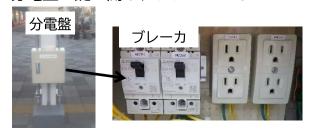
8. 使用できる設備

4/4

電気コンセント

■俊徳道駅前交通広場

3分電盤の中(2~4口) 分電盤を鍵で開け、ブレーカをON



4コンセントBOX(8口) コンセントBOXを鍵で開けて使用



- ¶ コンセントにブレーカが附属されている場合は、使用後、OFFにしてください。
- ずレーカが落ちた場合は、使用中止となります。
- ・使用後は全ての設備の鍵を施錠してください。
- 撃の当日貸出しは行っておりません。必ず、使用日の前日もしくは前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。また、返却日は、使用期間終了後の直近の開庁日とします。

開庁日 平日の9時~17時30分 道路管理課窓口

◆ 分電盤などの周囲には、駅前交通広場を運用するための重要な設備が多数あります。触れないようにしてください。

■使用条件

- ① 近隣住民や店舗と事前に説明・理解を得た上で、双方協力し合うこと。
- ② プレイヤーが利活用する場合、噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ③ ガス及び水道設備はないため、必要に応じプレイヤーにて準備すること。
- ④ トイレはありません。必要に応じプレイヤーにて準備すること。
- ⑤ 参加者などの健康と安全を最優先とした熱中症対策や感染防止対策を講じること。
- ⑥ 来場される方の駐輪場は利活用(占用)範囲で確保すること。
- ⑦ 利用期間中、実施場所における設置物(市の設置物を含む。)の維持管理を 行い、清掃などの美化活動に取り組めること。
- ⑧ 占用物は駅前交通広場の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の環境、美観などを妨げるものでないこと。
- ⑨ 利用期間中における一切のトラブルなどに対し、誠意を持って対応すること。
- ⑩ その他、道路管理者の指示や指導があった場合、速やかに従うこと。

■利用上の注意

- ① 駅前交通広場は噴水やミストなどの水を使用した景観施設があります。気象条件などにより、マルシェなどの店舗が結露などにより水濡れする可能性がありますが、施設運転の停止や損害に対する損失補償は致しません。店舗などの配置計画や水濡れ対策はプレイヤーで行ってください。
- ② 利用当日、イベントなどの内容に対し苦情などが多数寄せられた場合は、基本的にプレイヤーでの対応となりますが、道路管理者としてイベントの中止や内容変更をプレイヤーへ要請する可能性があります。
- ③ 駅前交通広場で飲食する場合は、シートなどを敷き汚さないこと。

■事故防止

- ① 交通障害やトラブルがないよう、必要に応じて警備員を配置すること。
- ② 電源及び電気機器などの使用時、感電事故などがないよう配慮すること。
- ③ テントなどの風で飛ばされる可能性があるものは飛散対策を施すこと。
- ④ ガスボンベ、発電機など火気の使用は、消防局の指導の下、取扱いに注意すること。

■禁止事項

- ① 許可なく駅前交通広場の現状を変更してはならない。
- ② 実施場所は禁煙とする。
- ③ 噴水・芝生エリアでの、店舗やキッチンカーなど固定施設の設置は認めない。
- ④ 噴水利用者を阻害してはならない。
- ⑤ ドローンの使用は禁止とする。

■関係法令の遵守

- ① 関係法令(道路法、道路交通法、食品衛生法、消防法、下水道法、建築基準法など)を遵守し、関係機関と必要な手続きを漏れなく済ませること。
- ② 関係法令に基づき発行された許可書などを、利用中は携帯すること。

■鍵の貸出しついて

- ① 駅前交通広場を出入りするための車止めの鍵や、電気コンセントを使用する ための鍵を借りる際は、使用日の前日もしくは、前日が休日の場合は、開庁 している日の直近日にお越しください。
- ② 鍵の返却は、使用期限の翌日とします。翌日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。

■交通整理について

- ① 鉄道利用者や通行人をみだりに阻害することのないよう、3 m以上の動線を 確保すること。
- ② 併設されている駐輪場への経路及び出入口を塞がないこと。
- ③ 電源を利用する場合、ケーブルなどで養生し、歩行者などの通行の妨げにならないようにすること。
- ④ 視覚障害者誘導ブロックの両端から60cmの通行幅を確保すること。
- ⑤ 視覚障害者誘導ブロックなどのバリアフリー施設の妨げにならないように すること。
- ⑥ イベントなどに起因する周辺道路の混雑や違法駐車、及び駐車場満車時の対応(誘導員の配置など)はプレイヤーが行うこと。
- ⑦ 遠方から来場される方には、公共交通機関の利用を呼び掛けること。

3/3

■周辺への配慮について

- ① 利活用時間の定めは特にないが、発生する音、臭い、煙、振動、光などにおいて近隣住民や店舗の生活環境に配慮し、常識の時間の範囲で使用すること。
- ② 利活用で発生する音、臭い、煙、振動、光などの大きさ・強さなどについて、 向きを調整するなど、近隣住民や店舗に十分配慮すること。

■鉄道について

自己の責に帰すべき事由による事故・トラブルなどで鉄道の運行に影響が生ずると、鉄道管理者から損害賠償の責任などが問われる可能性があるので留意すること。

■片付け・後始末について

- ① 駅前交通広場にゴミ箱はありません。必ずごみステーションを設置すること。
- ② 発生したゴミや不要物などは、プレイヤーの責任で適正に処分すること。
- ③ 利用期間中に発生した洗い水などの汚水、廃棄油などの処理については、東大阪市下水道部の指導の下、適切に処理すること。
- ④ イベントなどの開催後は、駅前交通広場全域及び隣接道路の清掃を行うこと。 清掃が不十分な場合、再度清掃を指示します。
- ⑤ イベントなどの開催後は、全ての施設を原状回復すること。

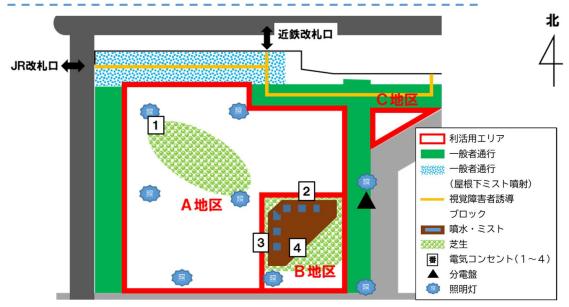
■災害時などについて

災害時などにおいて、市が必要と判断した場合は、利用期間中であっても一時中止または完全中止を命じ、プレイヤーはその指示に従うこと。

■責任・損害賠償について

- ① 自己の責に帰すべき事由による事故・トラブルなどについては、プレイヤー が一切の責任をもって対応すること。
- ② 駅前交通広場の施設や設備などに損傷・汚損が発生した場合には、プレイヤーの責任において原状回復などを行ってください。原状回復ができていない場合は、別途費用を請求することがあります。

永和駅前交通広場



■占用料

| エリア | 占用料 | 面積 | 単価 |
|-----|----------|-------------------|--------|
| A地区 | 4,020円/日 | 803m ² | |
| B地区 | 860円/日 | 171m [*] | 5円/日·㎡ |
| C地区 | 210円/日 | 42 m ² | |

※C地区は、駐輪場限定使用

■電気コンセント使用料

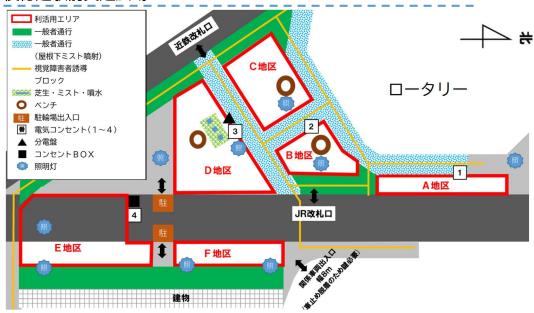
| 場所 | コンセント数 | 使用料 |
|-----|--------------|---------|
| 1 | 1500W 1系統 2口 | 500円/日 |
| 2~4 | 1500W 3系統 6口 | 1500円/日 |

- ※1系統500円/日
- ※保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎で の貸出しは不可
- ※使用上限アンペアは、<a>1~4=各15アンペア

10. 料金のまとめ

2/2

俊徳道駅前交通広場



■占用料

| エリア | 占用料 | 面積 | 単価 | | |
|-----|----------|-------------------|--------|--|--|
| A地区 | 290円/日 | 57m² | | | |
| B地区 | 340円/日 | 68m² | | | |
| C地区 | 570円/日 | 114m ² | 5円/日·㎡ | | |
| D地区 | 860円/日 | 172m [*] | | | |
| E地区 | 1,660円/日 | 3 3 1 m | | | |
| F地区 | 500円/日 | 100m ² | | | |

■電気コンセント使用料

| 場所 | コンセント数 | 使用料 |
|-----|----------------|---------|
| 1~3 | 1500W 2系統 4~6口 | 1000円/日 |
| 4 | 1500W 4系統 8口 | 2000円/日 |

- ※1系統500円/日
- ※保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎で の貸出しは不可
- ※使用上限アンペアは、 $1 \sim 4 = 6$ 計で60アンペア

11. 様式集

道路占用許可申請書

許可申請 道路占用 協 議 新更変 東大阪土道道第 号 規新史 令和 年 В 年 月 日 令和

(あて先) 東 大 阪 市 長

住所

氏名

担当者 TEL

第 32 条 許可を申請 道路法 の規定により 第 35 条 劦

します。 議

占用の目的 路線名 車道・歩道・その他() 占用の場所 場所 東大阪市 地先 規 模 数 量 名 称 占用物件 令和 年 H 日から 占用物件 占用期間 日間 令和 年 月 11まで の構造 令和 月 11 から 工事実施 工事期間 日間 令和 年 月 日まで の方法 道 路 の 位置図・現況図・計画図・構造図・ 添付書類 復旧方法 交通規制図・現況写真・* 工程表 備考

記載要領

- 5. 「場所」の欄には地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

11. 様式集 2/5

駅前交通広場利活用届出書

| | | 駅前3 | 达通広 場 | 易利活用届出書 | Ė | | | |
|----------------|---|--|----------------|---------------------|------------|------------|------|-------|
| | | | | | B | 令和 | 年 | 月 |
| (| #\# I.#C+E | : | | | | | | |
| (d) C | 先)東大阪市長 | ž. | | | | | | |
| | | | | 届出者 住所 | | | | |
| | | | | 氏名 | Š | | | |
| | | | | ※届 | 出者は違 | 路占用 | 許可申詞 | 請者と同・ |
| 記載さ | 5通広場を利泊 | 用するにあたり、 | 以下の | ンとおり届け出る | * * | | | |
| | 了事名称 | 1/11 9 0 (00)/0) | | <i>усту</i> да у да | . 70 | | | |
| 末 | を場見込み | 人 | | | | | | |
| Ŧ | 1活用駅前 | 永和駅前 🗆 | A地区 | □ B地区 | | C地区 | j . | |
| | で通広場 | The second secon | I A地区 I D地区 | | | C地区 F地区 | | |
| 侈 | | 令和 年 | 10000 | ~ 令和 年 | | 5250 | まで | 日間 |
| 佢 | | 時 | 分 | ~ 時 | 分 | 2 | | |
| | 飲食販売 | □有□ | 無 | 物品販売 | 1 | | 有 | □無 |
| 催 | 調理 | □有□□ | 無 | 体 験 | ì | | 有 | □無 |
| 催し | | □有□ | 無 | 煙 | | | 有 | □無 |
| L | 火気使用 | | | | | | | □無 |
| プロス | 火気使用 電気機器 | □有□□ | 無 | 音源・音響 | | | 有 | m |
| L | 335000000000000000000000000000000000000 | | 無無 | 音源・音響光源・照明 | | | | □無 |
| プロス | 電気機器 | □有□ | | | I | | 有 | |
| 環境 | 電気機器 排水·汚水 | □有 □ | 無 | 光源・照明 | l F | | 有有 | □無 |
| し環境運用電気 | 電気機器 排水・汚水 車両搬入 警備員等 | 口有 口 | 無無 | 光源・照明入場料 駐輪場 | } | | 有有有有 | □無 |

11. 様式集 3/5

緊急時連絡体制表

緊急時連絡体制表

| カテゴリー | 連絡先 | 電話番号 | | |
|----------------|---|----------------|--|--|
| プレイヤー | 優先① 氏名 | | | |
| | 優先② 氏名 | | | |
| | 優先③ 氏名 | | | |
| 総合 | 事件・事故 | 110 | | |
| | 火災・救急 | 119 | | |
| | 東大阪市役所(代表) | 06-4309-3000 | | |
| | (業務時間外・休日) | (06-4309-3330) | | |
| | 東大阪労働基準監督署 | 06-7713-2027 | | |
| 消防 | 東大阪市消防局西消防署 | 06-6788-0119 | | |
| 医療 | 市立東大阪医療センター(代表) | 06-6781-5101 | | |
| | 救急安心センターおおさか | | | |
| | 救急医療相談への対応、病気やケガの緊急 性についての助言、病気やケガの状態から の応急手当についての助言、適切な救急病 院の案内 | 06-6582-7119 | | |
| | 大阪府救急医療情報センター | | | |
| | 診察が可能な医療機関の案内、救急車を呼 ぶほどではないが適切な医療機関がわから ない場合など | 06-6693-1199 | | |
| 占用許可・イベント等のこと | 東大阪市道路管理課 | 06-4309-3219 | | |
| 口が計り、小ハント・寺のとと | (業務時間外・休日) | (06-4309-3330) | | |
| 施設の破損やトラブル | | | | |
| イベント等に起因すること | 東大阪市道路管理課 | 06-4309-3219 | | |
| 上記以外 | 東大阪市土木環境課 | 06-4309-3218 | | |
| 業務時間外・休日 | | 06-4309-3330 | | |
| 下水 | 東大阪市下水道維持管理課 | 06-4309-3254 | | |
| 水道 | 東大阪市水業局 | 06-6724-1221 | | |
| ガス | 大阪ガス株式会社 | 0120-5-19424 | | |
| 電気 | 関西電力送配電株式会社 | 0800-777-3081 | | |
| 電話 | 西日本電信電話株式会社 | 0120-444-113 | | |
| その他 | | | | |
| | | | | |

11. 様式集 4/5

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書

| | 駅前 | ī交通 | 広場 | 等電気: | コンセ | ント | 設備值 | 吏用 | 申込 | 書 | | |
|---|--|--|--|--|--|---|------------------------------------|-------------------|------------|-------|------------|-----|
| | | | | | | | | 4 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| (あて先)東 | 大阪市長 | | | | | | | | | | | |
| (道路管理 | 課扱い) | | | 申込者 | 住列 | Fr . | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 氏名 | Ż | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 使用目的 | | | | | | | | | | | | |
| 使用場所 | | | | 馬 | 訳前交通. | 広場 | 道路占用詞 | 何書]D | | | | |
| 使用責任者 | 氏 名 | | | | | | | | | | | |
| | 連絡先 | | | | | | | | | | | |
| 使 用 日 | 令和 | 年 | 月 | 日 から | 令和 | 年 | 月 | 日 | までの |) | E | 間 |
| コンセント番号 | | | | | | | (%] | コンセン | ト番号に | は、ガイ | ドライン | 参照) |
| 使 用 料 | 500F | 9/日 | × | _系統(100v | 15A) × | E | 間 = | | | www | | 円 |
| 使用する | | | | 電気機器 | 器名 | | | | | 数 | 量 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| トシのとな | | | | 等電気 | | | 設備(| —— | 承認 | 证 | | |
| 上記のとお (条件) 1 申以者が法人 | り承認する | る。たれ | だし、 | 以下の条件 | 牛を付す | る。 | | | 承認 | 正承認 | 印 | |
| (条件) 1 申込者が法人で 代表者の氏名で 2 申込み時には、 | り承認するである場合には を記載すること 道路占用許可 | る。た7 は、「住所」 に。 「書も提示 | だし、 の欄には | 以下の条件 | 牛を付す | る。 | | | 承認達 | | E D | |
| (条件) 1 申込者が法人で 代表者の氏名を 2 申込み時には、 3 道路占用許可を 4 本承認書は、記 | り承認する である場合には を記載路占用的に を受け、 を受け、 を受け、 を受け、 を受け、 を受け、 を可し、 を可し、 を可し、 を可し、 を可し、 を可し、 を可し、 を可し | る。た7 は、「住所」 ご。 「書も提示 リ外で使用 ロも携帯す | だし、 の欄には すること しないこ ること。 | 以下の条件 は主たる事務所の 。 と。 | 牛を付す | る。 | | | 承認達 | | E D | |
| (条件) 1 申込者が法人7 代表者の氏名? 2 申込み時には、3 道路路路は、間3 4 本度報料は、間3 6 支援がよりにしば、1 7 鍵の貸出しば、7 鍵の貸出しば、 | り 承記 する にこと する にこと 可以 かまれる 最初 は の は の は の は の は の は の は の は の は の は | た。 た。 (住所」 に書もで携金。 にいまいました。 にいまいました。 にいまれた。 にはなな。 にはなる。 にはなる。 にな。 にはな。 にはなる。 にはなる。 にはな。 にはな。 にはなる。 にはなる。 にはなる。 にはな。 にな | だし、 の欄には するなこと もしるこう あいとこと る。前日 | 以下の条件は主たる事務所の。。と。。 | 牛を付す の所在地、「B | る。 氏名」の相 | 翼には名称) | 及び | 承認 | | 印 | |
| (条件) 1 申決者が法人名名。 1 申決者者の氏に可る。 1 申 代表者み時間計は、 2 申 道路承開計は、電ししし、 4 を 使支鍵のの返を 5 の変を 6 7 鍵のの返を利用 9 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | りでを記されている。 「ない」である 「ない」では、「な | る。た に、。 に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | だ の すしる払 る承翌生し とこ。と 日と時 サレス・ 日と | 以下の条件 は主たる事務所の 。と。。。 。 が休日の場合は り分証明書も伊 にいる場合 で名著等の場だ。 | 牛を付す DM 在地、「B t、 開庁しています。 はならならならならならならない。 | る。 氏名」の権 いること。 にうにう にうにう | 関には名称) 直近日とす い日とする | 及び る。 | 承認達 | | 印 | |
| (条件) 1 申込者が法人名 1 申込者が法人名 2 1 本子 日本 | り で を 記述 | る。 た 清外も現い前提とルフる に、 清外も現い前提とルフるで 持金。 日出す等リ場とルフで さんるで 一名 で ある で あん | だのですしる払る承翌生設感でした。 はいこいとこ 前証が、妨害のである。 これをしの電 | 以下の条件 は主たる事務所の 。と。 ・ が休日の場合は併 分けている場合は 併 行 で 等 がないよう を ず がないよう を ず が ないよう を が ないよう を | 井を付す D所在地、「B は、関庁提示庁してすっては、関いならするにある。 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | る。 氏名」の権いること。 いることも近るにしている。 | 関には名称) 直近日とす い日とする | 及び る。 | 承認 | | 印 | |
| (条件) 1 申決者が法人 2 申込者が法人 2 申込者が所名と 2 申込者が明治と 4 本の所名と 3 申込路 4 本の所名と 5 年の所名と 5 年の所名と 6 年の所名と 6 年の所名と 6 年の所名と 6 年の所名と 7 経 9 年の 9 年の 9 年の 9 年の 9 年の 9 年の 9 年の 9 年の | り でを記述受います。 にこ許的時にしているを記述受います。 場すらた情窓を原は則、期合等等器、係る報路け窓には則、期合等等器、係ののののでは、現れているでを目ってする。 という はいい かい こう はい いっぱい かい こう はい いっぱい かい こう はい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい い | ・ 「住 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | た の すしる払 る承翌生設感、るは こいとこ 前証が、妨事辺とれ いこと ここと 可証が、妨事辺とれ | 以下の条件 は主たる事務所の。 。と。。 が体分証明書も併合行名等のないよう虚す がは、こと。 | 井を付す D所在地、「B は、関庁提示庁してすっては、関いならするにある。 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C全に配けることは、 C・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | る。 氏名」の権いること。 いることも近るにしている。 | 関には名称) 直近日とす い日とする | 及び る。 | 承認 | | 印 | |
| (条件) 1 申代表が法名さい 1 申代表がられている。 1 申代表が時期に 2 申述者が時期に 2 申述第本原知の 3 本保日の 4 本保日の 3 年間の 3 年間の 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 | り でおいます。 では、 このでは、 こので | ・ 「住 もで携金。日出す等リ場場回機は落却した。」 「日 提使帯で としるで一合合復能(は落却) 「一 「一 「一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | だ の すしる払 る承翌生設感 るは用場いな し 欄 るなこう 。認日しの電周ご触者合いであるないでは、妨事辺とれては、期に とこ。と 日と 閉り があへ。なて、期に | 以下の条件 生主たる事務所の は主たる事務所の 場合しました。 は、かりの場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の | 中を付す の所在地、「B には、関方では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ことでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない | る。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 朝には名称) 直近日とす い日とする こと。 | 及び る。 。 | 承 認 | | 印 | |
| (条件) 1 申代表込名が氏名は、 1 申代表込名が氏名は、 2 申述表込的氏名は、 2 申述表込的に発生、 2 申述表込的に対して、 4 本保力の質量出いました。 2 を変かの質量出いました。 2 を変かの変に表して、 3 は、 3 で変かの変にあるが、 3 に、 3 で変かので、 3 に、 3 で変かので、 5 で変かので、 5 で変かで、 5 で変かので、 5 でき、 5 でき、 | り でを記載されている。 なる場合にようには、 なる場合にはいる。 を記載されて他にいる。 を受滅疫に窓をはり使用のターリーのでは、 を受滅疫に窓をはり使用のターリーのでは、 | る。、「書外も現い前提といってる状辺合が返場間に、一番外も現い前提といってる状辺合が返場である。「住 もで携金。日出す等り場場回機は落り合内でした。」、「一番のでは、ある。「一番のでは、ある。」、「一番のでは、ある。」、「一番のでは、ある。」、「一番のでは、」」、「一番のでは、「一番では、「一番のでは、「一番では、「一番のでは、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では、「一番では | た の すしる払 る承翌生設感、るは用場がそつし 欄 るなこう 。認日しの電周ご触者合いのて、 | 以下の条件 生主たる事務所の 場合し、 は主たる事務所の 場合し、 は大きない。 が身分しきないよ配配とない。 に等のでいな配配とない。 におすれていないな配配とない。 におすれてきないな配配とない。 におすれてきない。 におすれてきない。 にも、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、 | 中を付す の所在地、「B に関 たけて にはています。 にすること。 は気候便用者がさいた利用させ、 | る。 氏名」の相いること。 いること。 いること。 にう。 ること。 管理不足 | 朝には名称) 直近日とす い日とする こと。 | 及び る。 。 | 承認 | | 印 | |
| (条件) 有が法人名と (条件) 有が法人名と (名) 日 代表 あ時 日 特 (表) 日 代表 る 時 日 前 | り でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でを記載が上でなり、 でも記載が上でなり、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも | る。に、。 ・、。 ・、。 ・、。 ・、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | た の すしる払 る承翌生設感、るは用場いそつ、ニー 棚 るなこう 。 認日しの電周ご触者合いのて本部表 前証が、が事辺とれには期損も用出面(とこ。と 日と閉りげぬへ。なて、別書、総コ | 以下の条所の ・ とこ。 ・ が身けでは等の、い対使を連絡である。 ・ は中では等のなが壊ったという。 ・ は中では多なが壊ったという。 ・ にという。 ・ こという。 ・ にという。 ・ にといる。 ・ にとい。 ・ にといる。 ・ にとい。 ・ | 中を付す の所在地、「B に対し、「F に対し、 「F に対 | る。 氏名」の権いることがること。 管理 ことがること。 管理 こと者の2 | 間には名称が 直近日とする いことする により東大 | 及び | 承認 | | 印 | |

11. 様式集 5/5

鍵借用書

| 電気コンセント設備 使用承認証受付番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|--|--|--|--------------------------|------------------------------------|--------------------------------|--------------------|------------|---------------------|------|----|------|------|
| 令和 年 月 あて先)東大阪市長 道路管理課扱い) 申請者 住所 氏名 (責任者)氏名 電話号 (満任者)氏名 電話号 (満任者)氏名 電話号 (本記証)を提示すること。 ※電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使 承認証」を提示すること。 ※車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。 「記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 1. 目 的: 2. 使用場所: 駅前交通広場 3. 鍵の用途: □分電盤 □コンセントBOX □照明灯 □門扉 □車止め 4. 借用日: 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | 道路占用 | 月許可書 | D | | |
| (あて先)東大阪市長 (道路管理課扱い) 申請者 住所 氏名 (責任者)氏名 電話 (責任者)氏名 電話 (責任者)氏名 電話 (表音) (表記) を提示すること。 ※電気コンセント設備使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使 承認証」を提示すること。 ※車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。 下記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 1. 目 的: 2. 使用場所: 駅前交通広場 3. 鍵の用途: 口分電盤 ロコンセントBOX 口照明灯 口門扉 口車止め 4. 借用日: 令和 年 月 日 | | | | | | 鍵 | 借 | 用 | 書 | | | | | |
| 道路管理課扱い) 申請者 住所 氏名 (責任者)氏名 電話号 ※・身分証明書を提示すること。 ※・電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使 承認証」を提示すること。 ※・車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。 下記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 1. 目 的: 2. 使用場所: 駅前交通広場 3. 鍵の用途: 口分電盤 ロコンセントBOX 口照明灯 口門扉 口車止め 4. 借用日: 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | 令和 | 年 | 月 | |
| (責任者)氏名 電話号 自分証明書を提示すること。 電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使 承認証」を提示すること。 車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。 記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 . 目 的: . 使用場所: 駅前交通広場 - 鍵の用途: □分電盤 □コンセントBOX □照明灯 □門扉 □車止め . 借 用 日: 令和 年 月 日 | | | | | | | | 申記 | 青者 | 住所 | | | | |
| 意分証明書を提示すること。 電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使 飛認証」を提示すること。 車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。 記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 . 目 的: . 使用場所: 駅前交通広場 . 鍵の用途: 口分電盤 □コンセントBOX □照明灯 □門扉 □車止め | | | | | | | | | | 氏名 | | | | |
| ※身分証明書を提示すること。 ※電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使展展では、「登路占用許可書」を提示すること。 ※記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 1. 目 的: 2. 使用場所: 駅前交通広場 3. 鍵の用途: □分電盤 □コンセントBOX □照明灯 □門扉 □車止め 4. 借用日: 令和 年 月 日 | | | | | | | | | (責 | 任者)氏 | 名 | | | |
| ※電気コンセント設備使用を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使 承認証」を提示すること。 ※車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。 「記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。 1.目 的: 2.使用場所: 駅前交通広場 3.鍵の用途: 口分電盤 ロコンセントBOX ロ照明灯 口門扉 口車止め 4.借用日: 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | 電話 | 番号 | | | |
| 3. 鍵の用途: 口分電盤 ロコンセントBOX 口照明灯 口門扉 口車止め 4. 借 用 日: 令和 年 月 日 | 序 | 電気コュ 承認証」 車止めの | ンセント ・を提示 の鍵を値 | ・設備使 マナるこ 詳用する | 用を使 と。 場合は | t、「道路 | 各占用款 | 可書」 | <i>€</i> 3 | | | セン | 八十設備 | 使的 |
| 4. 借用日: 令和 年 月 日 | <i>事</i> ※ 導 下記 1. | 電気コン (表認証) 直止めの 記事項を . 目 | ンセンド を提示 の鍵を値 を遵守す 的: | ・設備使 マナるこ 詳用する | 用を使 と。 場合は | t、「道路 | 各占用款 | 可書」 | · & 3 | 提示する | こと。 | セン | ノト設備 | 黄(使) |
| | 序記 1. 2. | 電気コン 電気認証」 車止めの こ事項を . 目 . 使用 | ンセンド を提示の鍵を を 遵守す | · 設備使 示するこ 諸用する: - ること: | 用を使 と。 場合は を誓約 | t、「道路 Iし、鍵 | を借用 | <i>许可書」</i> します | · を3 | <i>提示する</i> 駅前交通 | こと。 | | | |
| | 下記 1. 2. | 意気コント を | ンセンド ・を提示の 変達を の 要守す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 設備使☆するるること□分電 | 用を使と。と場合は | t. 「道路 Iし、鍵 ロコン | <i>格占用記</i> を借用 を借用 | <i>许可書」</i> します | · を3 | <i>提示する</i> 駅前交通 | こと。 | | | |
| | <i>事</i> 記 1. 2. 3. 4. 5. | 電気コン 電気記証 の 事項 日 | ンセンドルの鍵を促進を促進を促進を促進を促動した。 場所 金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 設備使対することること□分電令和 | 用を使 と。場合は を誓約 整 | t、 <i>「道路</i> IIし、鍵 ロコン 月 | 8 <i>占用記</i> を借用 を借用 セント | <i>许可書」</i> します | · を3 | <i>提示する</i> 駅前交通 | こと。 | | | |

Ver.2

附則

令和7年8月 制定

問合せ・申請窓口

東大阪市土木部道路管理室道路管理課(道路管理者) 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎 14階 TEL 06-4309-3219 FAX 06-4309-3836 時 間 平日 9時~17時30分